

件 名	養親希望者手数料負担軽減事業について
受付日	令和8年7月 21 日
ご意見・ご提案 の概要	こども家庭庁の補助制度として、養親希望者手数料負担軽減事業を実施している都道府県もあるが、なぜ岐阜県では同事業を実施していないのか。 これまで同事業の導入について検討されたことはあるのか。ある場合は、どのような理由で導入しない判断となったのか。 本事業の対象となる養親希望者数や、導入した場合の県負担額について、県として把握や試算をしたことはあるのか。 今後、同事業を導入する予定、または導入を検討する予定はあるのか。 現時点で導入予定がない場合、その条件や課題として県が認識している事項があるのか。 本事業を実施するか否かは、県庁内でどのような手続や意思決定を経て判断されるのか、これらのことを教えてほしい。
県の考え方	養親希望者手数料負担軽減事業とは、養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料に相当する額を補助する制度です。 県では、社会的養護が必要な子どもたちのため、子ども相談センター（児童相談所）が中心となり、支援を行っており、この中には、特別養子縁組を前提とする里親委託も含まれております。 県内に住む子どもたちへの支援を最優先としていたため、当該事業に関する検討を行ったことはなく、現時点で事業化の予定はありません。 なお、一例をあげますと、県民の皆様や各種関連団体などからいただいたご意見・ご要望を踏まえ事業化を検討することがあります。 課題やその課題に対処するための事業案を作り、事業の目的や費用対効果、職員体制などを考慮しながら、県内部で協議・検討を繰り返し、予算案を策定し、県議会での議決を経て事業化することとなります。
担当課	子ども・女性部 子ども家庭課